

本教材の利用について

- 本教材は、平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究「デザインの創作活動の特性に応じた実践的な知的財産権制度の知識修得の在り方に関する調査研究」（請負先：国立大学法人大阪大学 知的財産センター）に基づき作成したものです。
- 本教材の著作権は、第三者に権利があることを表示している内容を除き、特許庁に帰属しています。また、本教材は、第三者に権利があることを表示している内容を除き、クリエイティブ・コモンズ 表示 - 非営利 4.0 国際 ライセンスの下に提供されています。



- 本教材は、できる限り正確な情報の提供を期して作成したのですが、不正確な情報や古い情報を含んでいる可能性があります。本教材を利用したことにより損害・損失等を被る事態が生じたとしても、特許庁、国立大学法人大阪大学 知的財産センター及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

[本教材の利用に関するお問い合わせ先]
特許庁 審査第一部 意匠課 企画調査班
TEL : 03-3581-1101（内線2907）

パート10

表現を守る デザイン創作と著作物（1）

「デザイナーが身につけておくべき知財の基本」

10-01 著作権制度の仕組み

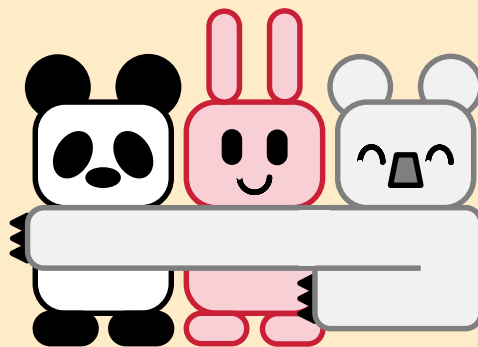
10-02 著作物とは

10-03 著作者とは

10-04 CASEの考え方

10-05 CASE 応用編

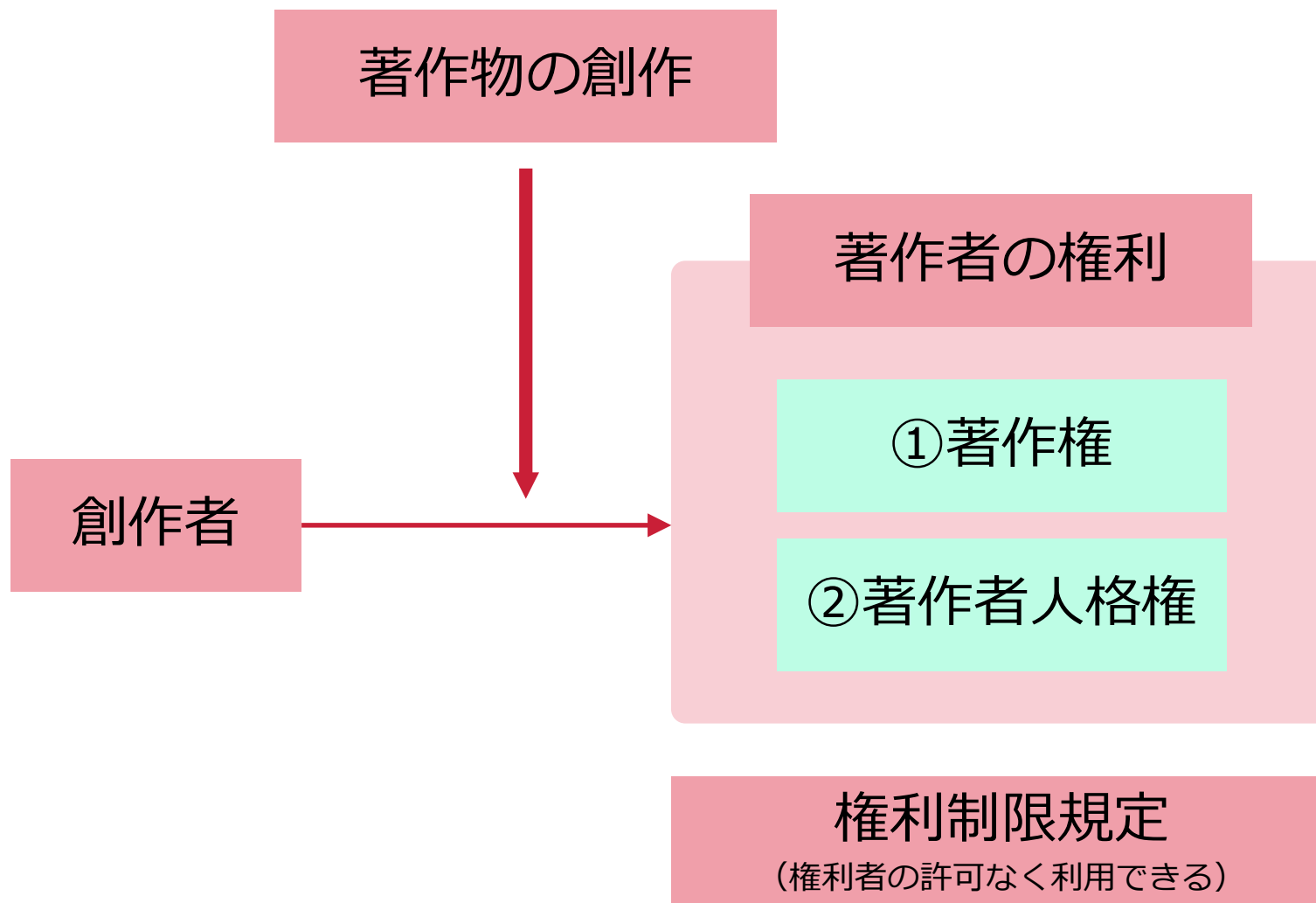
- 学園祭に向けて、デザイン学科の仲間10人で、自分たちの学科のキャラクターを作ることになった。全員でキャラクターの背景的ストーリー、性格などを議論し、それぞれがこれらのイメージにふさわしいキャラクターデザインを作成し、持ち寄って議論することになった。後日、AさんがA案、BさんがB案、CさんがC案を持ってきた。これらのデザイン案について議論した結果、C案はイメージが異なるとして採用されなかった。全員でA案、B案を検討しているうち、A案とB案の両方の特徴を生かしたD案が作成され、D案に決定した。



10-01 著作権制度の仕組み

10-01 著作権制度の仕組み

- 著作権制度は、創作した作品（著作物）を他人に無断で利用されないようにする制度。



10-02 著作物とは

- 著作物とは、①思想又は感情を、②創作的に、③表現したものであって、④文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

著作物の4つの要件

① 思想又は感情

事実、単なるデータ、自然の公理、人為的なルールは除かれる。

② 創作的に

創作性※と新規性：既存の著作物に依拠せずに作成すれば、それは、既存の著作物と同一のものであっても、また新規性がない場合であっても、創作性を有し、別個の著作物として保護される。

創作性と進歩性：幼児の作品でも創作性は認められ得る。

創作性の高低：素人の作品でもプロの作品であろうと変わらない。

③ 表現したもの

著作権制度は、「表現」を保護するものであり、アイデア自体は保護されない。

④ 文芸、学術、美術又は音楽の範囲

文化的所産を保護。

※：創作性とはいかなるものかは著作権法に定義されていないが、多くの学説・判例は、著作者の何らかの個性が現れていれば足りるとしている。

著作物の例

言語の著作物

小説、論文、詩
俳句、講演

音楽の著作物

交響曲、ジャズ
演歌

舞踊又は無言劇の著作物

ダンス
パントマイム

美術の著作物

絵画、版画、彫刻
イラスト

建築の著作物

宮殿、凱旋門、城

地図、図形の著作物

設計図、図表

著作物の例

映画の著作物

劇場用映画
テレビゲームソフト
CM

写真の著作物

フィルム写真
デジタル写真

プログラムの著作物

コンピュータゲーム
ソフト

二次的著作物

小説の翻訳・
漫画化・映画化
ポップスのジャズ風
アレンジ

編集著作物

電話帳、画集

データベースの著作物

学術論文を蓄積した
データベース

- プロダクトデザインに著作物性が認められるかどうかは、様々な議論がある。

家電や家具などの
プロダクトデザイン
(応用美術) は、
著作物と認められるだろうか？

著作物と認めて、著作権による
保護を与えることにすると、
どのような
メリット・デメリットが
生じるだろうか？

裁判例：〔TRIPP TRAPP事件〕知財高判平成27年4月14日（平成26（ネ）10063号）

下記の椅子の著作物性が認められた。

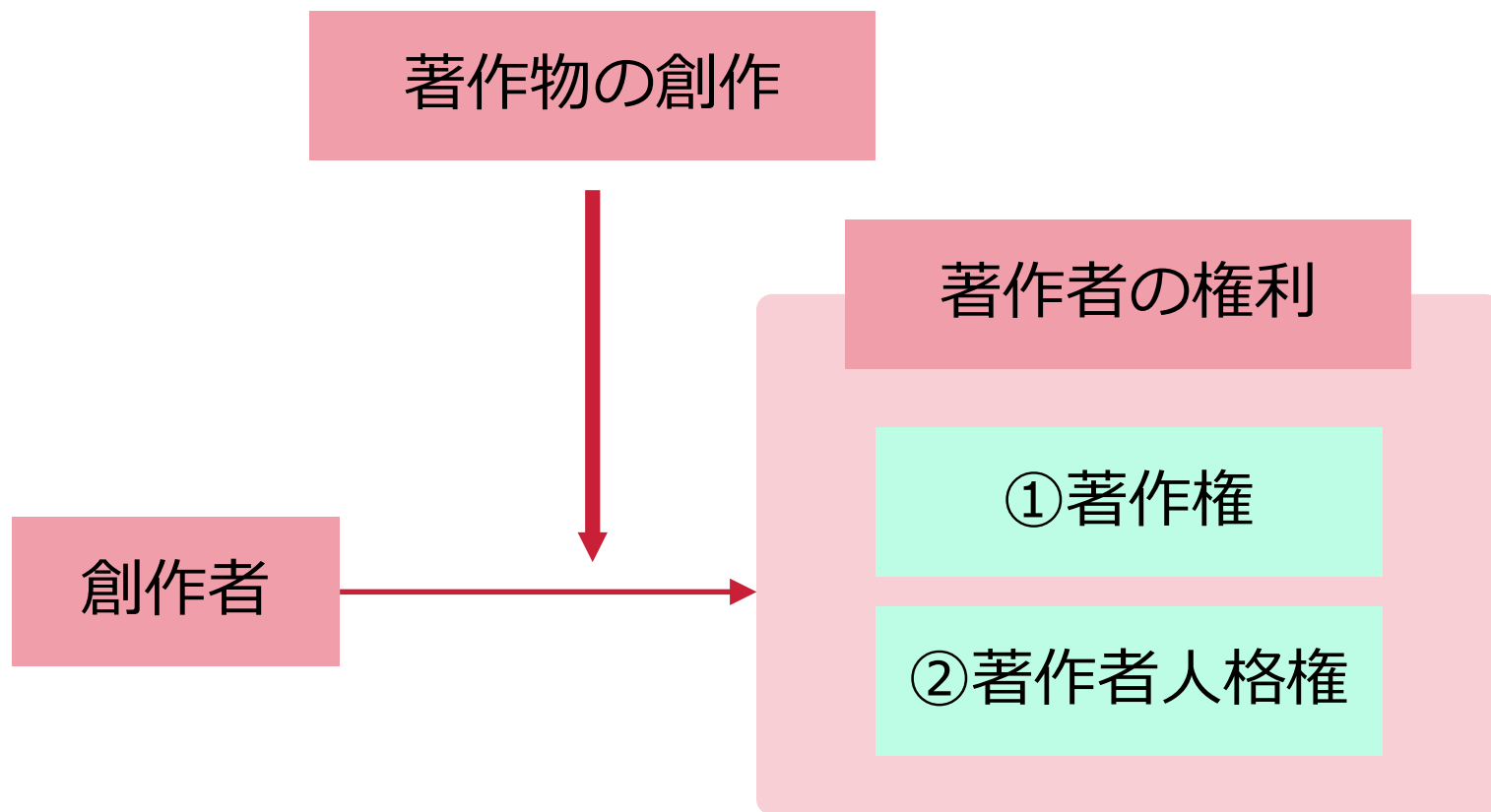


出典：裁判所ウェブサイト

10-03 著作者とは

10-03 著作者とは

- 著作者とは、著作物を創作した者。
- 著作者が著作者の権利（著作権と著作者人格権）を有する（＝創作者主義）。



実務上、自分がいつ創作したかを明らかにするため、公証人による確定日付の付与制度が利用されることがある。

- 2人以上で共同して創作した場合は、共同著作物となり、各人が共同著作者（全員が著作者）となる。

共同著作物の3つの要件

- ① **各人の創作**
2人以上の者の創作行為があること
- ② **共同性**
共同して創作されたものであること
- ③ **分離利用不可能性**
各人の寄与を分離して利用することができないこと

作品をいつ公表するかを決めたり（著作者人格権の行使）、他人に著作物の利用を許諾したり（共同著作物の著作権の行使）するためには、**著作（権）者全員の合意**が必要。

10-04 CASEの考え方

- 「キャラクターの背景的ストーリー、性格」、「キャラクターデザイン」について検討。

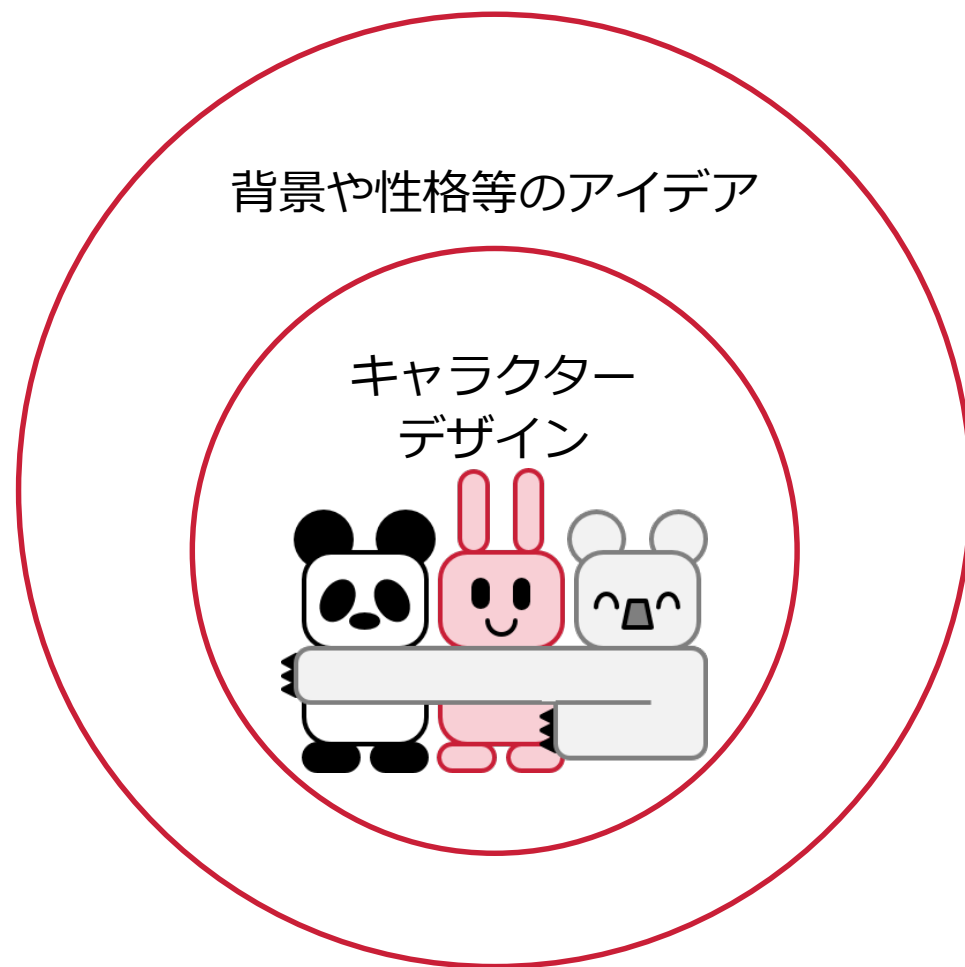
「キャラクターの背景的ストーリー、性格」は著作物かどうか？

→アイデアであり、著作物としては保護されない。

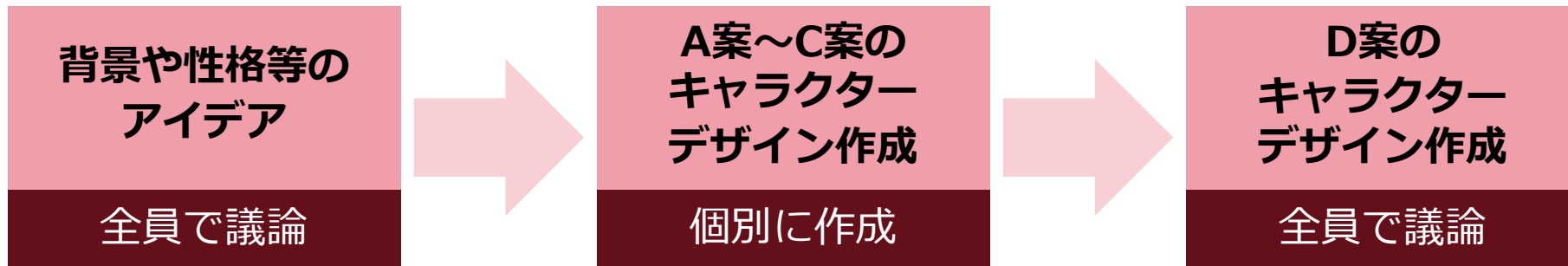
「キャラクターデザイン」は著作物かどうか？

→著作物たり得る。

では、A案～D案それぞれのキャラクターデザインの著作権者は？



- A案～D案の「キャラクターデザイン」について検討。



A案～C案の「キャラクターデザイン」は共同著作物かどうか？

→共同著作物とはいえない。※

【理由】全員で議論したのは、背景や性格等のアイデアのみで、キャラクターデザインの創作に実質的に関与しているとはいえない。

D案の「キャラクターデザイン」は共同著作物かどうか？

→グループ全員の共同著作物といえる。※

※：実際には個別の事例によって判断されるため、この限りでないことがある。

10-05 CASE 応用編

CASEからの派生事例①：企業内で作った場合

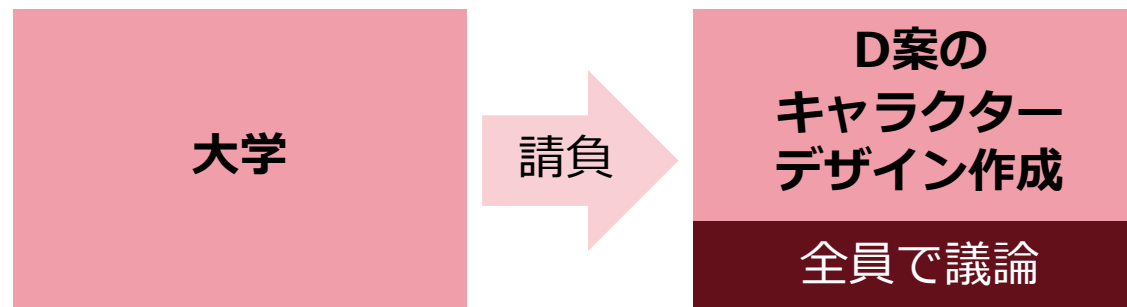
- 会社などの組織で創作される著作物（例えば、デザイン画、設計図、カタログ、企業案内）の著作者は、会社などの組織になる。これを職務著作（法人著作）という。

職務著作（法人著作）の5つの要件

- ① 著作物の作成についての法人等の発意
- ② 法人等の業務に従事する者による作成
- ③ 職務上の作成（勤務時間外、所定の勤務場所の外でもあり得る）
- ④ 法人等の名義で公表
- ⑤ 別段の定めのないこと

※：従業者が職務上作成する著作物については、法人等の使用者が著作者となる制度。しかがって、職務著作とされる場合、創作行為を行った従業員等には、著作権法上何の権利も帰属しないことになる。この点において、著作者に権利が帰属するという創作者主義の原則の例外と位置づけられている。

CASEからの派生事例②：大学から依頼されて作った場合（請負）



D案の「キャラクターデザイン」の著作権は誰か？

→グループ全員。

請負契約の場合、請負人が著作権者。

つまり、D案の著作権はあくまでグループ全員。

したがって、大学がそのキャラクターデザインを利用する場合には、

著作権たる学生から著作権の譲渡を受けるか、

利用について許諾（ライセンス）を受ける必要がある。